埼玉県

＜報道発表資料＞

教育局　県立学校人事課
働き方改革・組織マネジメント担当　木村
直通 048-830-6712
内線 6712
E-mail: a6720-05@pref.saitama.lg.jp

カテゴリー:

令和８年１１月１３日

# 学校運営協議会における委員報酬について

埼玉県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則に基づいて設置する学校運営協議会において、本来委員に報酬を支給すべきところ、一部の委員に対し、支給していないことが判明しました。

## １　事案の概要

（１）対象者数（令和３年度～令和７年度）

・学校運営協議会委員　延べ 445 人

（２）対象金額（令和３年度～令和７年度）

・890,000 円

※上記は、支給対象となる人数及び金額の最大値です。実際の支給額は、受取意思の確認結果により変動する可能性があります。

## ２　主な原因

当課において、一部の委員に対し、報酬の支給が不要であると誤認していたことによるものです。

## ３ 今後の対応

・対象者に対して謝罪及び説明を行った上で、必要な手続を行います。

・最終的な支給額は、支給の事務手続が終了した後、改めてお知らせします。